

人手不足分野賃金・人材動向実態調査業務委託
仕様書

令和8年7月

山梨県 総合県民支援局 働く人・働き方支援課

1 委託名

人手不足分野賃金・人材動向実態調査業務委託

2 業務目的

全国的に人手不足が深刻化する中、本県においても、建設、医療、福祉等をはじめとする分野において、労働力需給のミスマッチが課題となっている。特に、人手不足の背景には、単純な労働力総量の不足だけでなく、職種・業務・スキル、賃金水準、雇用条件、働き方、地域条件等のミスマッチが複合的に影響していると考えられる。

県ではこれまで、県内中小企業の経営・雇用の概況把握に向けた調査を実施しているが、業務・職種別の人手不足の実態や労働移動を阻害する要因については十分に把握できていない。

このため、人手不足が顕著な分野を中心に、既存統計・行政資料等の分析及び関係団体・企業・求職関係機関等へのヒアリングを通じて、賃金水準、人材需要、スキル要件等の実態を把握するとともに、人手不足の要因及び労働移動を阻害する要因を分析し、労働移動の可能性を検討する。

また、調査・分析結果を踏まえ、既存施策の改善・発展に資する提案及び新規施策の提案を行い、山梨県の実情を踏まえた人手不足対策等につなげていくための基礎資料を作成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 納入場所

山梨県 総合県民支援局 働く人・働き方支援課（甲府市丸の内一丁目6番1号 本館2階）

5 調査概要

受託者は、「2 業務目的」を達成するため、人手不足が顕著な分野について、既存データ分析及びデスクトップ分析、関係団体・企業等へのヒアリング調査、人手不足要因及び労働移動阻害要因の分析、並びに施策提案を実施する。

（1）既存データ分析・デスクトップ分析

山梨県内において人手不足が顕著な分野を把握するため、山梨県、山梨労働局、厚生労働省、総務省その他関係機関が公表する統計資料、行政資料、既存調査結果、民間調査等から把握可能な範囲で、産業別、職業別、地域別の数値分析を行う。

- ・分析に当たっては、有効求人倍率、新規求人倍率、有効求人数、新規求人数、有効求職者数、新規求職申込件数、就職件数、充足率、求人賃金、実賃金、労働時間、常用労働者数、事業所数、従業者数、就業構造基本調査における各種データ等を用いることを想定している。
- ・産業別・職業別・地域別の各区分を相互に掛け合わせた詳細分析については、既存統計の公表単位、標本数、秘匿処理等の制約を踏まえ、可能な範囲で実施するものとし、既存統計か

ら把握困難な事項については、ヒアリング調査等により補完すること。

- ・分析に当たっては、全国及び隣接都県との比較も行い、山梨県において人手不足が顕著な分野を抽出すること。
- ・人手不足が顕著な分野は、日本標準産業分類・大分類項目等を参考に、建設、医療、福祉の3分野を含む10分野以上を抽出し、県に提案すること。対象分野の最終的な決定は県と協議後とすること。

(2) ヒアリング調査

既存データ分析・デスクトップ分析の結果を踏まえ、人手不足が顕著な分野を中心に、関係団体・企業・支援機関等へのヒアリング調査を実施する。

- ・調査対象数は、業界団体：分野ごとに原則1団体以上計10団体以上、個別企業：分野ごとに1社以上計10社以上、商工団体：3団体以上、求職関係：2団体以上及び人手不足が顕著な分野に係る県庁内の課室を想定している。
- ・受託者は、対象分野、地域、企業規模、人手不足の深刻度、施策検討上の重要性等を踏まえヒアリング対象候補リストを作成し、県と協議の上ヒアリング対象を決定する。
- ・ヒアリングでは、賃金水準、人材需要、スキル要件、不足している職種・業務、採用・離転職動向、雇用充足度、未経験者受入れの可能性、多様な人材活用の可能性、省力化・生産性向上の余地、既存施策の利用状況等を把握する。

(3) 人手不足要因及び労働移動阻害要因の分析

既存データ分析・デスクトップ分析及びヒアリング調査の結果を踏まえ、人手不足が顕著な分野ごとに、人手不足の要因及び労働移動を阻害する要因を分析する。

- ・人手不足の要因については、労働供給側、労働需要側、労働条件・職場環境、採用・マッチング、生産性・業務プロセス等の観点から分析する。
- ・労働移動を阻害する要因については、求職者側、企業側、制度・市場側の観点から整理する。
- ・産業間、職種間、地域間及び非労働力人口からの労働参加等の観点から、労働移動の可能性を検討する。

(4) 施策提案

前記分析結果を踏まえ、人手不足が顕著な分野ごとに、既存施策の改善・発展に資する提案及び新規施策の提案を行う。提案に当たっては、施策の背景となる課題、対象業種・対象者、実施内容、実施主体、連携先、想定される事業費、実施スケジュール、成果指標、期待される効果及び実施上の留意点を整理する。

(5) スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|----------------|
| ・業務実施計画及び調査設計 | 契約日～令和8年9月下旬 |
| ・既存データ収集・デスクトップ分析 | 令和8年9月上旬～10月中旬 |
| ・重点調査分野及びヒアリング対象の選定 | 令和8年9月下旬～10月中旬 |

・ヒアリング調査票等の作成・調整	令和8年10月上旬～10月下旬
・ヒアリング調査の実施	令和8年10月下旬～12月中旬
・人手不足要因・労働移動阻害要因の分析	令和8年12月上旬～令和9年1月中旬
・施策提案の検討・県との協議	令和9年1月上旬～2月上旬
・調査報告書作成	令和9年2月上旬～2月下旬
・成果物納品・事業完了	令和9年2月26日

6 委託業務内容

(1) スケジュールの作成及び進捗管理

受託者は、契約締結後、業務実施計画書及び業務スケジュールを作成し、山梨県と協議しながら業務の進捗管理を行い、確実に業務を履行すること。

(2) 既存データ分析・デスクトップ分析

受託者は、山梨県内における人手不足の実態を把握するため、公開統計、行政資料、既存調査結果、民間調査等を収集・整理し、産業別、職業別、地域別に分析を行うこと。分析に当たっては、以下の事項を実施すること。

- ・利用可能な統計・資料の一覧化及び出典整理
- ・有効求人倍率、新規求人倍率、求人・求職者数、就職件数、充足率等の整理
- ・賃金水準、労働時間、就業者の年齢構成等の整理
- ・産業別・職業別・地域別の人手不足状況の比較分析
- ・全国及び隣接都県との比較分析
- ・人手不足が顕著な10分野以上の抽出及び選定理由の整理
- ・ヒアリング対象分野及び対象先の選定に資する基礎資料の作成

(3) ヒアリング調査

受託者は、既存データ分析等の結果を踏まえ、人手不足が顕著な分野を中心にヒアリング調査を実施すること。実施に当たっては、事前にヒアリング計画書を作成し、山梨県の承認を得ること。

ア ヒアリング計画書の作成

- ・対象分野、対象先、件数、選定理由、質問項目、実施方法、実施スケジュール、記録方法を記載すること。
- ・ヒアリング対象は、業界団体：分野ごとに原則1団体以上計10団体以上、個別企業：分野ごとに1社以上計10社以上、商工団体：3団体以上、求職関係：2団体以上及び人手不足が顕著な分野に関係する県庁内の課室を想定し、具体的な対象先は県と協議して決定すること。

イ ヒアリング調査票等の作成

- ・対象区分ごとに、業界団体向け、個別企業向け、商工団体向け、求職関係向け、県庁内課室向けのヒアリング調査票を作成すること。

- ・依頼状、説明資料その他調査に必要な資料を作成すること。

ウ ヒアリングの実施

- ・ヒアリングは、受託者が対象先と実施日時を調整のうえ、訪問又はオンラインにより実施すること。
- ・本業務に対する問合せ対応は、受託者が行うこととし、調査資材にも明記すること。

エ ヒアリング結果の整理

- ・対象区分別、分野別、論点別に発言要旨を整理すること。
- ・個社名、個人名その他非公表情報の取扱いに留意し、報告書掲載に適した形で要約・匿名化を行うこと。
- ・採用困難、定着困難、労働条件、職場環境、スキル要件等の課題を構造的に整理すること。

(4) 人手不足要因及び労働移動阻害要因の分析

受託者は、既存データ分析・デスクトップ分析及びヒアリング調査の結果を踏まえ、人手不足が顕著な分野ごとに、山梨県内における人手不足の要因及び労働移動を阻害する要因を分析すること。

- ・人手不足要因を、労働供給側、労働需要側、労働条件・職場環境、採用・マッチング、生産性・業務プロセス等に分類して整理すること。
- ・労働移動阻害要因を、求職者側、企業側、制度・市場側に分類して整理すること。
- ・産業間、職種間、地域間及び非労働力人口からの労働参加等の観点から、労働移動の可能性を検討すること。
- ・人手不足が顕著な分野ごとに、移動先となる産業・職種、移動元となり得る人材層、必要なスキル・資格、賃金差、主な阻害要因、移動の難易度、必要な支援、期待される効果等を整理した労働移動可能性マトリクスを作成すること。

※「必要な支援」は、資格取得、職業訓練、職場体験、採用改善、未経験者受入、労働条件・職場環境改善、柔軟な働き方、DX・省力化等の観点から具体化すること。

また、「期待される効果」は、採用可能人材層の拡大、求人充足率・就職件数・定着率の向上、離職率の低下、ミスマッチの縮小等の観点から整理し、可能なものは成果指標又はKPI案を示すこと。

(5) 施策提案

受託者は、調査・分析結果を踏まえ、人手不足が顕著な分野ごとに、山梨県の既存施策の改善・発展に資する提案及び新規施策の提案を行うこと。

- ・人手不足が顕著な分野に関係する既存施策について、対象、内容、実績、課題、人手不足対策との関係、改善余地を整理すること。
- ・新規施策については、既存施策が存在しない課題又は既存施策の改善・発展のみでは十分な対応が困難な課題を中心に、実施可能性を踏まえた具体的な提案を行うこと。

(6) 報告書作成

受託者は、人手不足が顕著な分野ごとに、調査・分析結果及び施策提案を取りまとめた調査報告書を作成すること。なお、調査報告書の案ができた段階で速やかに山梨県と検討・調整を行うこと。

- ・調査の目的・背景、調査方法、山梨県の産業・雇用構造、既存データから見た人手不足の実態、人手不足が顕著な分野の抽出及び選定理由を記載すること。また、人手不足が顕著な分野ごとに、ヒアリング調査結果、人手不足要因分析、労働移動を阻害する要因の分析、労働移動の可能性、既存施策の改善・発展案、新規施策案、今後の検討課題等を記載すること。
- ・報告書には、分析に使用した図表、統計表、ヒアリング結果の要約、施策提案一覧等を含めること。

(7) その他

- ・本業務において、打ち合わせ等を行った場合は、速やかに議事録を作成し県に提出すること。
- ・受託者は、本業務において収集、作成又は整理した資料、データ、集計表、分析表、ヒアリング結果整理資料等について、報告書の完成前であっても、県から依頼があった場合は、速やかに提供すること。なお、提供形式は、県において確認、編集及び活用が可能な形式とすること。
- ・本仕様書の別紙（県において本業務を検討する過程において想定した検証ポイント）も参考にして本業務を実施すること。

7 成果物

本業務について、報告書等を作成の上、山梨県に提出すること。

【提出物】

- ①業務実施計画書 1部
 - ②既存データ分析・デスクトップ分析資料 1部
 - ③ヒアリング計画書及びヒアリング調査票 1部
 - ④ヒアリング結果整理資料 1部
 - ⑤人手不足要因及び労働移動阻害要因分析資料 1部
 - ⑥施策提案資料 1部
 - ⑦調査結果報告書 5部（A4判、縦型、横書き、A3判の折り込み可、カラー）
 - ⑧調査結果概要版資料 5部
 - ⑨その他（打ち合わせ記録、本業務で利用した各種ドキュメント）1部
 - ⑩電子データ 1式（調査結果報告書、調査結果概要版資料、本業務で収集・作成したデータ、図表、分析表、施策提案資料等）
- ※ファイル形式は、山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式（Word、Excel、PowerPoint等）とする。

※③から⑥までについては、人手不足が顕著な分野ごとに内容を整理した資料として取りま

とめ、1部ずつ提出すること。

【納期】①から⑥までの提出物は各項目の作業完了後速やかに提出し、全ての提出物の最終納期は令和9年2月26日とする。

8 実施体制及び工程

受託者は、本業務の目的を十分理解した上で、本業務の円滑な実施に必要となる適正な人員を配置すること。また、本業務を統括する責任者を置くほか、同種の業務経験の豊富な者を配置すること。

また、適切な工程により、正確丁寧に行う工程とすること。

9 業務の指示及び監督

受託者は本契約に基づき、山梨県の担当職員と常に密接に連絡を取り、その指示に従わなければならない。

受託者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、その都度山梨県と協議してこれを定めるものとする。

10 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の実施に係る成果物（報告書等）の所有権は、すべて山梨県に帰属する。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に山梨県に無償で譲渡するものとする。

ウ 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

イ 上記にかかわらず、山梨県がその方法を指定した場合は、その限りではない。

11 業務上の留意事項

(1) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第50号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。

また、これらの情報漏えいにより生じた損害については、すべて受託者の責任において処

理すること。

- (2) 本委託業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な措置をとるとともに、遅滞なく山梨県に報告すること。

また、受託者が本委託業務の遂行に関し第三者に与えた損害は、その損害が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、受託者の責任において、その損害を補償すること。

- (3) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、本業務の一部を再委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (4) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令、規則等を遵守すること。
- (5) 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (6) 事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合や業務執行上やむを得ない事情が発生した場合など、当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、山梨県と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (7) 複数に一斉メール送信を行う際、B C Cで送信すべきところをT OやC Cで送信する誤りを防止するため、受託事業者は、契約締結日までに、次のいずれかの機能又は県がこれらに相当すると認める機能を有するシステムやツールを導入すること。なお、当該メールを送信する際には、当該システムやツールを使用すること。
 - ① B C C強制変換機能
メール送信する際に、T OやC Cでの指定をB C Cに強制変換するもの。
 - ② 送信時の宛先確認機能
メール送信する際に、送信するメールの宛先の確認を要するもの。
なお、当該機能において宛先の確認を行う場合には、複数人での確認を要するものとする。
 - ③ 上司等による承認機能
メール送信する際に、上司等の承認を要するもの。

1 2 その他

- (1) 受託者は、委託業務終了後、委託契約等に基づき、業務の実施状況等を取りまとめた実績報告書（任意様式）を提出することとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。